

川崎市就学援助費交付要綱

(目的)

第1条 川崎市就学奨励規則(平成15年川崎市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。)の実施及び手続きについては、この要綱の定めるところとする。

(保護者)

第2条 規則第1条の保護者とは、同条に規定する児童生徒等(以下「児童生徒等」という。)に対して親権を行う者とし、親権を行う者のいないときは、後見人又は児童生徒等と同居しその生計を維持する者とする。

(認定日)

第3条 規則第2条第2項の委員会が認定の決定をした日(以下「認定日」という。)とは、第1号から第4号までのいずれかの日とする。ただし、規則第1条に規定する小学校就学予定者(以下「小学校就学予定者」という。)の保護者に係る認定日は、第5号の日とする。

- (1) 教育委員会(以下「委員会」という。)が毎年度定める年度当初の認定期間内に、規則第1条に規定する児童生徒の保護者等からの申請があり、認定されたときには当該年度の4月1日(4月1日より後に申請事由が発生しているときにはその日)
- (2) 前号に規定する認定期間以降に保護者等からの申請があり、認定されるときには申請のあった日(以下「申請日」とする。)の属する月の1日(4月1日より後に申請事由が発生しているときはその日)
- (3) 第1号に規定する認定期間以降に保護者等からの申請があり、校長が遡及認定の必要があると認め、具申書を申請書に添付したものについて、委員会が遡及の必要を認めたときは、前号に規定する認定日より遡及した日。ただし当該年度に限り、かつ申請事由発生以前の日には遡れないものとする。
- (4) 規則第3条第1号アに該当する者については、年度当初から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているときには4月1日とし、年度途中から保護を受けているときには保護開始日
- (5) 小学校就学予定者の保護者にあつては、委員会が毎年度定める認定期間内に、小学校就学予定者の保護者からの申請があり、認定されたときには当該年度の2月1日

(認定基準)

第4条 規則第3条第1号イに規定する者とは、次の各号に該当し、そのうち経済的理由で児童生徒等を就学させる事が困難な者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 当該年度又は前年度に生活保護法に基づく保護が停止又は廃止になった者

- イ 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている者
- (2) (1) 以外の者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 申請をした日の属する年の前年（1月から3月に申請したときは、前々年）における全ての世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）の総額が、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定等に従い、別表1の算式により算出した額以下である者
 - イ その他委員会が特に援助を要すると認めた者
- 2 規則第3条第2号に規定する者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 川崎市に居住し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第9条の承諾を得て、国又は他の地方公共団体の設置する小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に児童生徒を就学させている保護者で前項の規定に該当する者のうち、他の市町村から就学援助を受けていない者
 - (2) 他の市町村に居住しているが、施行令第9条の承諾を得て川崎市立小中学校に児童生徒を就学させている保護者で前項の規定に該当する者のうち、当該市町村から就学援助を受けていない者
 - (3) 川崎市立中学校夜間学級に在学する生徒若しくは生徒の保護者で前項の規定に該当する者又は川崎市に居住し、かつ、他の地方公共団体の設置する中学校夜間学級に在学する生徒若しくは生徒の保護者で前項の規定に該当する者のうち、他の市町村から就学援助を受けていない者

（援助の範囲）

第5条 規則第2条に規定する援助費の支給の対象となる経費は、次に掲げるものとし、その支給の範囲は別表2に定めるとおりとする。

- (1) 学用品・通学用品費
- (2) 校外活動費
- (3) 夏季施設参加費
- (4) 新入学児童生徒学用品費等（新入学準備金を含む。）
- (5) 修学旅行費
- (6) 自然教室参加費
- (7) 通学費

- (8) 学校給食費
- (9) クラブ活動費 (中学校)
- (1 0) 卒業アルバム代等

(校長への支給内容の通知)

第 6 条 委員会は、毎年度文部科学省より予算単価の通知を受けた後、次に掲げる事項を校長へ通知しなければならない。

- (1) 援助費の種類及び額
- (2) 年間支給計画

(支給対象者への支給内容の通知)

第 7 条 委員会は、規則第 5 条に規定する支給対象者に対し、対象費目、援助額及び支給時期を通知しなければならない。

(変更の報告)

第 8 条 規則第 5 条に規定する支給対象者及び申請書を提出した者 (小学校就学予定者の保護者を除く。) は、申請書の記載事項に変更があるときには、校長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告をうけた校長は、申請書の記載事項の変更について、委員会に報告しなければならない。
- 3 規則第 5 条に規定する支給対象者及び申請書を提出した者 (小学校就学予定者の保護者に限る。) は、申請書の記載事項に変更があるときには、委員会に報告しなければならない。

(援助不要の報告)

第 9 条 支給対象者 (小学校就学予定者の保護者を除く。) は、援助を必要としなくなったときには、校長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告をうけた校長は委員会に廃止届を提出しなければならない。
- 3 支給対象者 (小学校就学予定者の保護者に限る。) は、援助を必要としなくなったときには、委員会に報告しなければならない。

(市内異動の報告)

第 1 0 条 校長は、就学援助対象児童生徒が他の川崎市立小中学校へ異動したときには、委員会及び当該校校長へ報告しなければならない。

(個人支給明細書等の整理)

第 1 1 条 校長は、規則第 6 条第 4 項に規定する個人支給明細書の他、必要に応じて支給に係る証拠書類を整理し、5 年間保管しなければならない。

(個人支給明細書等の確認)

第12条 委員会は、前条の個人支給明細書及び支給に係る証拠書類の確認を毎年
度行うものとする。

(援助費の支給完了の報告)

第13条 委員会は、規則第6条第5項に規定する援助費について、毎年度末に校
長へ援助費の交付完了の通知をするものとする。

2 校長は、支給対象者(小学校就学予定者の保護者を除く。)へ援助費の支給が
完了した際には、委員会へ報告するものとする。

(医療費)

第14条 医療費については、別要綱にて定めるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成29年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項第 2 号関係)

川崎市就学援助費交付要綱第 4 条第 1 項第 2 号アの算式については、以下のとおりとする。

算式 $A + B + C + D$

| 符合 | 区分 | 算定方法 | 算式 |
|----|------|---|---|
| A | 生活扶助 | 生活保護法による保護の基準(以下「生活保護基準」という。)の規定に従い算出した、第 1 類基準額と第 2 類基準額を合算して 1.2 を乗じて得た額及び冬季加算に 5 を乗じて得た額及び期末一時扶助の額の合計額 | $(\text{第 1 類} + \text{第 2 類}) \times 1.2 + \text{冬季加算} \times 5 + \text{期末一時扶助}$ |
| B | 教育扶助 | 生活保護基準の規定に従い算出した基準額並びに学習支援費並びに生活保護法による保護の実施要領に定める学級費を合算して 1.2 を乗じて得た額及び申請年度の給食費月額に 1.1 を乗じて得た額の合計額 | $(\text{基準額} + \text{学習支援費} + \text{学級費}) \times 1.2 + \text{給食費} \times 1.1$ |
| C | 住宅扶助 | 生活保護基準の規定に従い算出した、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額に 1.2 を乗じて得た額 | $\text{住宅扶助費} \times 1.2$ |
| D | 生業扶助 | 生活保護基準の規定に従い算出した、高等学校等就学費のうちの基本額及び学習支援費及び生活保護法による保護の実施要領に定める学級費を合算して 1.2 を乗じて得た額 | $(\text{基準額} + \text{学習支援費} + \text{学級費}) \times 1.2$ |

別表 2 (第 5 条関係)

| 援助費目 | 対象者 | 支給範囲 |
|-----------|-----------------|---|
| 学用品・通学用品費 | 準要保護者 | 児童生徒又は中学校夜間学級に在学する生徒が通常必要とする学用品費及び通学用品費(通学用品費については第 1 学年を除く。) |
| 校外活動費 | 準要保護者 及び要保護者 | 児童生徒又は中学校夜間学級に在学する生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科等 |

| | | |
|--------------------------|-------------|--|
| 夏季施設参加費 | 準要保護者 | 児童生徒又は中学校夜間学級に在学する生徒が原則全員参加で行われる宿泊を伴う校外活動（自然教室を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学科等（キャンセル料を含む。） |
| 新入学児童生徒学用品費等（新入学準備金を含む。） | 準要保護者 | <p>小学校又は中学校（中学校夜間学級を含む。）に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品費</p> <p>(1) 新入学児童生徒学用品費（入学後に支給）</p> <p>4月30日までに認定された小学校の第1学年又は中学校の第1学年（ただし、前年度に新入学準備金の支給を受けた者又は他の市町村から入学前に新入学児童生徒学用品費等の支給を受けた者を除く。）</p> <p>(2) 新入学準備金（入学前に支給）</p> <p>ア 2月1日時点で認定されている小学校就学予定者</p> <p>イ 2月1日時点で認定されている小学校の第6学年</p> |
| 修学旅行費 | 準要保護者及び要保護者 | 児童生徒又は中学校夜間学級に在学する生徒が学校行事として行われる修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学科、しおり代、記念写真代、医薬品代、旅行損害保険料等の経費（キャンセル料を含む。） |
| 自然教室参加費 | 準要保護者及び要保護者 | 児童生徒が市立小学校及び中学校の行事として行われる自然教室に参加するために直接必要な食事代 |
| 通学費 | 準要保護者 | 児童生徒が通学区域内から通学するために、電車・バス等の公共交通機関を利用する場合の通学定期代（片道の通学距離が児童にあっては2km以上、生徒にあっては3km以上の者。）ただし、特別な事情により学校長が特に交通機関の利用を認める場合は、通学区域及び通学距離を問わないものとする |

| | | |
|---------------------------------|-----------------|---|
| | | る。 |
| 学校給食費 | 準要保護者 | 児童生徒の保護者又は中学校夜間学級に在学する生徒若しくは生徒の保護者から一律に徴収する給食費相当額（中学校夜間学級の軽食代を含む。） |
| 給食室改修工事期間中で長期に渡り給食が実施されな いとき | 準要保護者 及び要保護者 | 当該工事期間のうち工事がなかった ならば給食を実施していたものと想 定される期間における給食費相当額 |
| クラブ活動費（中学 校） | 準要保護者 | 生徒又は中学校夜間学級に在学する 生徒が中学校（中学校夜間学級を含 む。）のクラブ活動（課外の部活動を含 む。）の実施に必要な用具等で、当該活 動を行う生徒全員が個々に用意する こととされているものについて、当該 用具又はその購入費及び当該活動を 行う生徒全員が一律に負担すべきこ ととなる経費 |
| 卒業アルバム代等 | 準要保護者 | 卒業アルバム及び卒業記念写真等の 購入費 |